



青 森 県 報

第二千百十八号

平成十四年十二月二十七日(金曜日)

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則	（人事課）	一
青森県事務委任規則の一部を改正する規則	（同）	二
青森県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	（都市計画課）	二
青森県都市公園規則の一部を改正する規則	（同）	二
青森県営住宅規則の一部を改正する規則	（建築住宅課）	二
訓 令		
青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令	（人事課）	三
告 示		
臨時の職業訓練の施行	（労政・能力開発課）	三
公 告		
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表	（障害福祉課）	四
物品の購入に係る一般競争入札	（教育庁スポーツ健康課）	四
選挙管理委員会		
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ		

て得た数とを合算して得た数）……………（事務局）…六

病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定の一部改正……………（同）…六

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程……………（同）…七

公安委員会……………（生活安全課）…八

型式の検定適合遊技機……………（同）…八

公営企業……………（公営企業局）…八

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………（同）…八

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第八十六号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）の一部を次のように

改正する。

第二百十九条の表中「建設に」を「施設の建設及び管理に」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年一月八日から施行する。

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第八十七号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「ほか」の下に、「新青森県総合運動公園」を加え、同項第二号中八を二とし、口を八とし、イの次に次のように加える。

口 第六条第一項の規定による特定公園施設の使用の許可に関すること。

第十八条第五項に次の一号を加える。

三 青森県都市公園規則（昭和五十三年四月青森県規則第二十号）の施行に関する

次のこと。

イ 第三条第一項第三号の規定による特定公園施設の休業日の指定に関すること。

ロ 第三条第二項ただし書の規定による特定公園施設の使用時間の変更に関する

こと。

附 則

この規則は、平成十五年一月八日から施行する。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第八十八号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県都市公園条例の一部を改正する条例（平成十四年三月青森県条例第三十四号）の施行期日は、平成十五年一月八日とする。

青森県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第八十九号

青森県都市公園規則の一部を改正する規則

青森県都市公園規則（昭和五十三年四月青森県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「使用時間は、」の下に「青森県総合運動公園にあつては」を加え、「まで」の下に、「新青森県総合運動公園にあつては午前九時から午後九時まで」を加える。

第四条第四項中「トレーニング室の使用の場合」の下に「並びに同表第五号イに規定する貸切使用以外の使用の場合」を加える。

附 則

この規則は、平成十五年一月八日から施行する。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第九十号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改

正する。

別表白銀台団地の項中「百八十九戸」を「百九十七戸」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第五十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年十二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第八項中「都市公園事務所長」の下に「及び駐在主任」を加える。

別表第五青森県土整備事務所都市公園事務所の都市公園事務所長の項の第三号及び第四号中「次のこと」の下に「新青森県総合運動公園、」を加え、同項第四号八中「こと」の下に「（駐在主任の専決に係るものを除く。）」を加え、同八を同号二とし、同号中口を八とし、イの次に次のように加える。

口 第六条第一項の規定による特定公園施設の使用の許可に関すること（駐在主任の専決に係るものを除く。）。

別表第五青森県土整備事務所都市公園事務所の都市公園事務所長の項に次の一号を加える。

五 青森県都市公園規則（昭和五十三年四月青森県規則第二十号）の施行に関する次のこと（新青森県総合運動公園に係るものに限る。）。

イ 第三条第一項第三号の規定による特定公園施設の休業日の指定に関すること。

口 第三条第二項ただし書の規定による特定公園施設の使用時間の変更に関すること。
別表第五青森県土整備事務所都市公園事務所の都市公園事務所長の項の次に次のように加える。

青森県土整備事務所都市公園事務所駐在主任

一 新青森県総合運動公園に係る青森県都市公園条例の施行に関する次のこと（貸切使用以外の使用に係るものに限る。）。
イ 第六条第一項の規定による特定公園施設の使用の許可に関すること。
ロ イに係る第十一条第一項の規定による使用料の徴収に関すること。

附 則

この訓令は、平成十五年一月八日から施行する。

告

示

青森県告示第六百六十九号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県立青森高等技術専門学校	臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・訓練課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数
		・普通職業訓練 ・短期課程	公共職業安定所職業指導員又は職業訓練所から職業指導員を受講し推薦を受けた者	NPO ビジネス	二月	二〇人

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十四年十二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
マックスバリュ十和田南店	十和田市大字相坂字小林二	物品販売 業店舗	平成四・三・二七
マックスバリュ東四番町店	十和田市東四番町二の五	物品販売 業店舗	"
スーパードウハツ湯極楽	八戸市沼館四丁目一の八七	公衆浴場	"

物品の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年十二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、それぞれの物品に要求する性能等は、入札説明書による。

1 トレーニング機器 一式

2 体力測定機器 一式

二 納入期限

平成十五年三月二十六日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札方法

一の1及び2に掲げる物品（以下「購入物品」という。）ごとにそれぞれ入札に付する。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号（物品等の競争入札参加資格）、平成十四年一月九日青森県告示第七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十四年二月一日青森県告示第四十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁スポーツ健康課競技スポーツ班

電話 〇一七 七三四 九九〇八

2 入札書の提出期限

平成十五年二月六日 午後四時四十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課入札室

(二) 日時

平成十五年二月十四日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第三百二十二条、第三百三
三条及び第五百五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定す
る。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあ
ると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそ
れがあつて著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を
もって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者と
することがある。

十 その他

1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の受付期限までに青森
県教育庁スポーツ健康課長に提出しなければならず、また、開札日の前日まで
に当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければ
ならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の製作仕様書
等を作成し、これを入札書の受付期限までに青森県教育庁スポーツ健康課長に
提出しなければならず、また、開札日の前日までに製作仕様書等に関する説明
を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕
様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等
に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違
反した入札は無効とする。

5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の百分の五に相当する
額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨
てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の
百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

- (1) One set of Training equipment
- (2) One set of Testing and measurement equipment

2 Delivery period:

26 March 2003

3 Delivery place:

Aomori prefectural Institute for Sports Sciences

4 Time limit for tender:

4:45 p.m. 6 February 2003

5 Contact point for the notice:

Sports and Health Education Division,
Aomori Prefectural Board of Education
2-3-1
Shimamachi Aomori City, Aomori 030-8540
JAPAN
TEL: 017-734-9908

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

平成十四年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成十四年十二月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二三、九一七 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二六五、九七四 人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
 - 東津軽郡選挙区 八、九五六 人
 - 西津軽郡選挙区 一八、三六四 人
 - 南津軽郡選挙区 二六、二一九 人

- 北津軽郡選挙区 一七、二〇一 人
- 上北郡選挙区 三一、一〇四 人
- 下北郡選挙区 一〇、六六〇 人
- 三戸郡選挙区 二四、六二二 人
- 青森市選挙区 七九、七九〇 人
- 弘前市選挙区 五二、二〇六 人
- 八戸市選挙区 六四、一七七 人
- 黒石市選挙区 一〇、五七一 人
- 五所川原市選挙区 一三、三五八 人
- 十和田市選挙区 一六、七一三 人
- 三沢市選挙区 一一、三二〇 人
- むつ市選挙区 一三、三五八 人

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和十四年四月三日青森県選挙管理委員会告示第八号(病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成十四年十二月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一の表中、

国立療養所青森病院 一〇 " 大字久栗坂字山辺八九の を削り、

国立療養所岩木病院 一五 " 浪岡町大字女鹿沢字平野 を

国立療養所青森病院 一五 " 浪岡町大字女鹿沢字平野 に改める。

二の表中、

えんぶり物語	二〇九	大字河原木字見立山六の	を
--------	-----	-------------	---

えんぶり物語	二〇九	大字河原木字見立山六の	に改める。
サンシャイン	"	東白山台二丁目二の一	

リハビリ保養館	"	小中野二丁目四の二一	を
---------	---	------------	---

リハビリパーク	"	小中野二丁目一の一四	に改める。
---------	---	------------	-------

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年十二月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二百二十九条 選挙公報の掲載申請の撤回又は修正」を
「第二百二十九条 選挙公報の掲載申請の撤回又は修正」を
「第二百二十九条の二 選挙

の掲載申請の撤回又は修正
公報の掲載申請等の時間」
に改める。

第二条中「（平成五年七月青森県条例第二十七号）を」の下に、「選挙公報発行
条例」とは、青森県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成十四

年十二月青森県条例第八十三号）を」を加える。

「第二百二十六条第一項中「第六十七号（選挙公報の発行）第一項」の下に「及び選挙公報発行条例第二条（選挙公報の発行）第一項」を加える。

「第二百二十七条第一項中「第六十八号（掲載文の申請）第一項」の下に「及び選挙公報発行条例第三条（掲載文の申請）第一項」を加える。

「第二百二十九条中「第六十八号第一項」の下に「及び選挙公報発行条例第三条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（選挙公報の掲載申請等の時間）

「第二百二十九条の二 候補者は、選挙公報発行条例第三条第一項の規定による申請又は前条の規定による当該申請の撤回又は修正をしようとするときは、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。

「第三百十条中「第六十九号（選挙公報の発行手続）第五項」の下に「及び選挙公報発行条例第四条（選挙公報の発行手続）第二項」を加える。

「第三百十一条の二中「第七十条（選挙公報の配布）第二項」の下に「及び選挙公報発行条例第五条（選挙公報の配布）第二項」を加える。

第七十五号様式中

※ 受付日 時	※ 受付番号	※ 文字数	※ 受付押印
年 月 日 午前 時 分			

※ 受付日 時	※ 受付番号	※ 受付押印
年 月 日 午後 時 分		

「淡青色のけい」を「けい」に改める。

「第七十六号様式中「第168条第1項」を「第168条第1項（青森県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項）」に改める。

第百七十八号様式の二中「第170条第2項」を「第170条第2項（青森県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第5条第2項）」に改める。

附 則

この規程は、次の県議会議員の一般選挙の期日の告示の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十七日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRモンスターマンションK	株式会社竹屋
"	CR・スーパーマンYV	株式会社平和
"	CRチャラッチャマンボMV	株式会社サンセイアールアンドデイ
"	CRトリプルウィングSF	"
"	CRトリプルウィングSV	"

"	CRパンピングF	豊丸産業株式会社
"	CRパンピングM	"
"	CRパンピングV	"
"	CRファイバーワンダーパワフルJX	株式会社三共
"	CRファイバーワンダーパワフルFX	"
回胴式遊技機	エルドローラ	ベルコ株式会社
"	エルドローラ・30	"
"	マジックバー・30	"

公 営 企 業

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第七号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の2の②の表中

「

を

附
録

附
則

この規程は、公布の日から施行する。

に
改
め
る。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭